

木之本福祉ステーション 指定管理者審査基準

審査基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	100 点満 点換 算
1 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。 (条例第1号)	(1) 公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	①公の施設として市内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ②提案内容に偏りがないか。 ③指定管理者を希望する理由・目的は適切か。	事業計画書 1 基本方針 3 利用促進 4 サービス向上 7 自由提案	30	15
2 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (条例第2号)	(1) 施設の設置目的及び市が示した管理の方針との整合性	①施設の設置目的を理解し、市が示した管理運営の基本的な考え方と申請者が提案した管理運営の基本方針が合致するか。 ②事業内容が設置目的や市の管理運営の基本的な考え方に沿ったものとなっているか。	事業計画書 1 基本方針 3 利用促進 4 サービス向上	20	10
	(2) 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	①利用促進の取組内容は適切か。 ②地域・関係機関・ボランティア等との連携が図られているか。 ③施設のPRや情報提供は適切か。	事業計画書 3 利用促進 7 自由提案	20	10
	(3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	①サービス向上のための取組内容は適切か。 ②利用者等からのニーズの把握方法は適切か。 ③利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ④自主事業は、施設の特徴を活かした内容となっているか。	事業計画書 3 利用促進 4 サービス向上	40	20
3 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費	(1) 施設の維持管理の適格性及び実現の可能性	①求められている実施水準が、事業計画書で提案されているか。	事業計画書 5 管理運営	5	2.5

の縮減が図られるものであること。 (条例第3号)	(2) 施設の管理運営に係る経費の内容	①指定管理料の提案金額は適切か ②具体的な経費縮減について実効ある取組が期待できるか。 ③利用料金の設定金額は適切か。	事業計画書 5 管理運営 収支計画書	15	7.5
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (条例第4号)	(1) 安定的な運営が可能となる人的能力	①組織体制・職員配置は適切か。 ②人材育成、研修計画は十分か。 ③指定管理業務に必要な資格を持った職員が配置されているか。	事業計画書 2 組織体制 団体概要書 共同事業体業務分担表	30	15
	(2) 収支計画の内容及び実現の可能性	①収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ②収支計画の実現可能性はあるか。	事業計画書 5 管理運営 6 その他 収支計画書	10	5
	(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	①申請者の財務状況は健全か。	団体概要書 決算関係書類	10	5
	(4) その他適切な管理を行うための能力	①個人情報の保護が図られているか。 ②環境への配慮がなされているか。 ③防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。	事業計画書 6 その他	15	7.5
5 その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準 (条例第5号)	(1) 自由提案	①自由提案の内容は施設の目的に合致してふさわしいか。	事業計画書 7 自由提案	5	2.5
合計				200	100
(参考) 100点換算割合					

注 最低制限基準は60点（100点満点中）です。申請者が1団体しかない場合でも、最低制限基準に満たない場合は選定しません。